

《判例研究》

人傷一括払合意をした場合において、人傷保険を引き受けた保険会社が自賠責保険から支払を受けた損害賠償額相当額を被害者の損害賠償請求権の額から控除することができないとされた事例
(令和4年3月24日最高裁判所第一小法廷判決、令和2年(受)1198号、損害賠償請求事件、破棄自判、裁時1788号5頁)

山下典孝

【事実の概要】

本件は、平成29年4月25日午後2時35分ころ福岡市中央区において、交通事故の被害者であるX(原告、控訴人、上告人)が、信号機による交通整理が行われていない交差点において、Xの運転する普通乗用自動車(以下「X車両」という。)と加害者であるY(被告、被控訴人、被上告人)が運転する普通乗用自動車(以下「Y車両」という。)が衝突した交通事故(本件事故)により傷害を負ったとして、Yに対し、民法709条又は自動車損害賠償保障法(以下「自賠法」という。)3条に基づき、損害賠償を求めた事案である。

Xの夫は訴外A損害保険株式会社(以下「訴外保険会社」又は「人傷社」という。)との間で人身傷害保険契約(以下「人傷保険契約」という。)付きの任意自動車保険契約に加入していたことから、当該人傷保険契約の被保険者として人傷社に対し人身傷害保険金(以下「人傷保険金」という。)を請求した。その際に、A社が自動車損害賠償責任保険契約(以下「自賠責

保険契約」という。)の保険金を含めて保険金を一括して支払っており、その後、A社がYの加入する自賠責保険契約を引き受けている訴外B損害保険株式会社(以下「自賠社」という。)に対して人傷社が一括払したうちの自賠責保険金83万5110円の回収を行った。

本件においては、人傷社が上記交通事故によって生じたXの損害について、自賠責保険契約から自賠法16条1項に基づく損害賠償額の支払として金員を受領していることから、XのYに対する損害賠償請求権の額から上記金員に相当する額を全額控除することができるか否かが争われた。

第1審(福岡地判令和元年8月7日判時2468・2469号113頁、金判1617号49頁)は、Xは一括払を利用せずにX自身で自賠責保険に直接請求することもできるという選択肢を示されながら、人傷社が自賠責保険を含めて保険金を一括して支払う扱いである一括払を承諾し、人傷社より一括払により保険金を受領した場合は、自賠責保険金の請求受領に関する一切の権限を人傷社に委任し、Xが人傷保険金を受領したときは、支払保険金の額を限度としてXが有していた賠償義務者に対する損害賠償請求権及び自賠責保険金の請求受領権が人傷社に移転することを確認したものであり、Xと人傷社との間では、Xが人傷社から受領する保険金には自賠責保険金が含まれるとの合意があったものということができる、とする。また、Xと人傷社との間ではXが人傷社から受領する保険金には自賠責保険金が含まれるとの合意があり、Xは人傷社が自賠責保険から回収した場合には、その回収金額については損益相殺の対象になることを認識していたというべきであり不当な不利益を受けるものとはいえない、とする。これらを理由に損益相殺を認めた。そこでXが控訴した。なお、Xは第1審判決後に、訴外保険会社(人傷社)に対して人傷保険金の追加払を請求したが、訴外保険会社(人傷社)は追加払には応じられない旨の通知をXに行っている。

原審(福岡高判令和2年3月19日判時2468・2469号110頁、判タ1478号52頁、金判1617号44頁)¹⁾は、①Xは自賠責保険に直接請求すること

もできるという選択肢を示されながら、訴外保険会社(人傷社)が自賠責保険金を含めて保険金を一括して支払うことを承諾し、Xが人傷保険金を受領した場合は、その額を限度としてXが有していた自賠責保険金の請求受領権が訴外保険会社に移転することを確認したのであるから、Xと訴外保険会社(人傷社)との間では、Xが訴外保険会社(人傷社)から受領する保険金には自賠責保険金が含まれるとの合意があったものといえること、②本件協定書によれば、Xは訴外保険会社(人傷社)に対し受領した人傷保険金の限度で自賠責保険金の受領権限を委任したものと解されること、を理由として、訴外保険会社(人傷社)はXの委任に基づき本件自賠金の支払を受けたものであり、Xはこれに先立ち本件支払金を受領したことにより本件自賠金の支払を受けたことになると解すべきであるとして、XのYに対する損害賠償請求権の額から本件自賠責保険金に相当する額を全額控除することができる、としてXの控訴を棄却した。なお、第1審及び原審においてX及びY双方から訴外保険会社(人傷社)に対して訴訟参加の申立は行われていない。また原審において人傷社が保険金額の範囲内で追加払が可能かどうかについては争点とはされておらず、追加払の可否に対して訴外保険会社(人傷社)に調査嘱託等で確認は行われていない。

1) 原審判決については、常磐重雄「判批」横浜法学30巻1号433頁(2021)、佐野誠「判批」福岡大学法学論叢66巻3号1頁(2021)、木村健登「判批」ジュリ1565号119頁(2021)、古笛恵子「人身傷害保険による自賠責保険損害賠償額の回収について④」保険毎日新聞2021年12月3日4面(以下「古笛・前掲(注1)①(上)」とする。)、古笛恵子「人身傷害保険による自賠責保険損害賠償額の回収について⑤」保険毎日新聞2021年12月6日4面(以下「古笛・前掲(注1)①(下)」とする。)、山下典孝「判批」判時2499号149頁(2022)(以下「山下典・前掲(注1)①」とする。)、高野真人「人傷保険に関する最近の注目すべき判決」公益財団法人日弁連交通事故相談センター『交通事故損害額算定基準—実務運用と解説 令和4年2月 28訂版』(公益財団法人日弁連交通事故相談センター、2022)347頁、山下典孝「人傷一括払において不当利得容認説は維持できるか」金判1634号1頁(2022)(以下「山下典・前掲(注1)②」とする。)、肥塚肇雄「判批」リマークス64号42頁(2022)、古笛恵子「判批」法律のひろば75巻4号54頁(2022)(以下「古笛・前掲(注1)②」とする。)、清水太郎「判批」共済と保険64巻4号22頁(2022)参照。

Xは、原審判決は、①保険法25条1項、消費者契約法10条違反、②最1小判平成24年2月20日民集66巻2号742頁に違反している、③本件協定書に基づく意思表示に関する解釈を誤ったものである、ことを理由に判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反が認められるから、破棄を免れないとして上告したが、最高裁は、③本件協定書に基づく意思表示に関する解釈の理由のみを取り上げ弁論が開かれることになった。

【判旨】

「しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

(1) 本件約款によれば、人身傷害条項の適用対象となる事故によって生じた損害について訴外保険会社が保険金請求権者に支払う人身傷害保険金の額は、保険金請求権者が同事故について自賠責保険から損害賠償額の支払を受けていないときには、上記損害賠償額を考慮することなく所定の基準に従って算定されるものとされている。このことからすれば、訴外保険会社と保険金請求権者との間で、人身傷害保険金について、訴外保険会社が保険金請求権者に対して自賠責保険による損害賠償額の支払分を含めて一括して支払う旨の合意(以下『人傷一括払合意』という。)をした場合であっても、本件のように訴外保険会社が人身傷害保険金として給付義務を負うとされている金額と同額を支払ったにすぎないときには、保険金請求権者としては人身傷害保険金のみが支払われたものと理解するのが通常であり、そこに自賠責保険による損害賠償額の支払分が含まれているとみるのは不自然、不合理である。加えて、本件代位条項によれば、人身傷害保険金を支払った訴外保険会社は、人身傷害保険金の額と被害者の加害者に対する過失相殺後の損害賠償請求権の額との合計額が、被害者について社会通念上妥当であると認められる判決等の基準により算出された過失相殺前の損害額に相当する額を上回るときに限り、その上回る部分に相当する額の範囲で保険金請求権者の賠償義務者等に対する債権を代位取得するも

のとされているので、本件のように被害者の損害について過失相殺がされる場合には、訴外保険会社が人身傷害保険金の支払により代位取得することができる上記債権の範囲は保険金支払額を下回ることとなる。この場合において、人傷一括払合意により訴外保険会社が支払う金員の中に自賠責保険による損害賠償額の支払分が含まれるとして、当該支払分の全額について訴外保険会社が自賠責保険から損害賠償額の支払を受けることができるものと解すると、訴外保険会社が、別途、人身傷害保険金を追加払しない限り、訴外保険会社が最終的に負担する額が減少し、被害者の損害の填補に不足が生ずることとなり得るが、このような事態が生ずる解釈は、本件約款が適用される自動車保険契約の当事者の合理的意思に合致しないものというべきである。

また、本件保険金請求書では、対人賠償保険金の請求において自賠責保険金相当額との一括払により保険金を受領した場合には、自賠法に基づく保険金の請求及び受領に関する一切の権限を訴外保険会社に委任するものとされているのに対し、人身傷害保険金を受領した場合には、その額を限度として上告人が有していた賠償義務者に対する損害賠償請求権及び自賠法に基づく損害賠償額の支払請求権が訴外保険会社に移転することを確認するものとされており、対人賠償保険金の受領の場合と人身傷害保険金の受領の場合とで異なる説明内容となっている。さらに、本件協定書においても、上告人の被上告人に対する損害賠償請求権及び自賠責保険への請求権は、上告人が受領した人身傷害保険金の額を限度として訴外保険会社に移転することを承認するものとされている。人身傷害保険金の受領に関する上記各書面の説明内容と本件代位条項を含む本件約款の内容とを併せ考慮すると、上記各書面の説明内容は、訴外保険会社が本件代位条項に基づき保険代位することができることについて確認あるいは承認する趣旨のものと解するのが相当であり、上告人が訴外保険会社に対して自賠責保険による損害賠償額の支払の受領権限を委任する趣旨を含むものと解することはできない。人傷一括払合意をしていたことは、上記の解釈を左右するも

のとは解し難く、そのほか、人身傷害保険金の支払を受けるに当たり、上告人が訴外保険会社に対して自賠責保険による損害賠償額の支払の受領権限を委任したものと解すべき事情も存しない。

以上によれば、本件においては、上告人が訴外保険会社に対して自賠責保険による損害賠償額の支払の受領権限を委任したと解することはできず、訴外保険会社が上告人に対して本件支払金を支払ったことにより自賠責保険による損害賠償額の支払がされたことになると解することもできない。本件支払金は、その全額について、本件保険契約に基づく人身傷害保険金として支払われたものといえるから、訴外保険会社は、この支払により保険代位することができる範囲において、自賠責保険に対する請求権を含む上告人の債権を取得し、これにより上告人は被上告人に対する損害賠償請求権をその範囲で喪失したものと解すべきであり、その後訴外保険会社が本件自賠金の支払を受けたことは、上告人の被上告人に対する損害賠償請求権の有無及び額に影響を及ぼすものではない。

したがって、上告人の被上告人に対する損害賠償請求権の額から、訴外保険会社が本件支払金の支払により保険代位することができる範囲を超えて本件自賠金に相当する額を控除することはできないというべきである。]

【検討】

1 本判決の意義

人傷保険契約は、交通事故を原因として被保険者の身体傷害による損害に対して、約定された人身傷害条項損害額基準（以下「人傷損害額基準」という。）に基づき積算された損害額をてん補する保険契約である。

人傷損害額基準では自賠責保険金の既払部分又は支払決定がなされている部分を控除した上で人傷保険金の算定がなされる。人傷保険金の算定の段階では既に自賠責保険に基づく損害認定がなされ自賠責保険金の支払決定が事実上行われていることから²⁾、自賠責保険金の額の控除が行われ得ることになる。もっとも、実務上、自賠責保険事前認定を前提として人傷

社が自賠責保険金部分を控除せずに人傷保険金と共に一括して支払う、いわゆる「人傷一括払」が行われている³⁾。この人傷一括払における自賠責保険金部分の支払に関し実務上は人傷保険金ではなく人傷社から自賠社への自賠法16条請求の立替払と考えられている⁴⁾。そのため、人傷社は立替払した自賠責保険金部分について、人傷保険の被保険者を代理して、自賠法16条1項に基づき自賠社に対して回収を行う。

ところが、人傷保険の被保険者が加害者または自賠社・対人賠償保険者に対し損害賠償請求訴訟を提起した場合、当該被保険者に支払われた自賠責保険金の回収部分について全額控除が認められるか否かを巡り、後述する通り、下級審裁判例及び学説等において見解の対立が見られる。本判決は、原審判決が採用した全部控除説を否定し、不当利得容認説の立場を最高裁が認めたものであり⁵⁾、理論的な問題以外に、実務に与える影響も大きいことから、検討する意義があるものである⁶⁾。もっとも、本判決の特殊な事情として、人傷保険契約の当事者であるべき人傷社が訴訟参加していないため人傷一括払に関して人傷社が人傷保険の被保険者にどこまで説

-
- 2) 人傷保険契約に適用される普通保険約款では、人傷保険の被保険者の損害の額の算定に関しては、人傷損害額基準に基づくとしながらも、その算定額が自賠責保険等によって支払われる金額(自賠責基準)よりも低い場合には、自賠責保険等によって支払われる金額とするとされていることから、人傷社は人傷保険の被保険者の損害の算定の段階で、自賠責保険で支払うべき金額の額も算定していることとなる。
 - 3) 赤津真人「傷害・疾病保険の意義・性質と人身傷害補償条項・無保険者傷害条項」金澤理監修・大塚英明＝児玉康夫編『新保険法と保険契約法理の新たな展開』(ぎょうせい、2009)453頁、高野真人「任意保険・自賠責保険の現状と課題」藤村和夫他編『実務交通事故訴訟大系第1巻総論』(ぎょうせい、2017)214頁。
 - 4) 赤津・前掲(注3)453頁、古笛・前掲(注1)①(上)5面参照。
 - 5) 全部控除説及び不当利得容認説の呼称については、森健二「人身傷害補償保険金と自賠責保険金の代位について」(財)日弁連交通事故相談センター東京支部編『民事交通事故訴訟・損害賠償額算定基準(平成23年版)(下)』((財)日弁連交通事故相談センター東京支部、2011)97頁以下によっている。
 - 6) 本件の判例解説としては、丸山一郎「緊急解説3月24日最高裁第一小法廷判決」保険毎日新聞2022年4月6日4面がある。

明を行っているかは必ずしも明らかではなく、原審での事実認定を前提としているものと考えられ、また、全部控除説が主張している読替条項に基づく追加払の可否についても原審判決での事実認定に基づき判決をすることから、本判決の射程が及ぶ範囲を考える上で微妙な問題があることに留意すべきであると考ええる。

2 従前の下級審裁判例及び学説の状況

人傷一括払を行った人傷社が自賠責保険金部分を自賠社に回収した場合、その後、人傷保険の被保険者が加害者に対して損害賠償請求訴訟を提起しないときには、人傷損害額基準に基づき人傷社は加害者又は加害者が加入している対人賠償責任保険契約の引受保険者（以下「対人社」という。）に対して人傷保険金部分のうち代位取得した加害者損害賠償部分の求償を行うことになる。

他方、被保険者が加害者に損害賠償請求訴訟を提起している場合に、本件で問題となる人傷一括払金のうち、自賠責保険金部分金額を加害者に対する損害賠償請求額から控除できるかが問題となる。

この点に関して、人傷一括払でなされた保険金について、人傷保険金部分と自賠責保険金部分とを区別せず、人傷社が支払った保険金はすべからず人傷保険金と捉えた上で、被保険者自己過失部分と、加害者に対する損害賠償部分とを区別し、後者の損害賠償部分について控除を肯定する見解がある。ところで、人傷保険金の支払いを受けた被害者である被保険者が加害者に対し、てん補されない損害があるとして加害者に対して損害賠償請求した場合の人傷社が代位取得できる損害賠償請求権範囲について最1小判平成24年2月20日民集66巻2号742頁及び最3小判平成24年5月29日集民240号261頁は、支払われた人傷害保険金はまず被保険者の自己過失部分に充当され、残額があればその残額部分について保険者に代位請求権が認められるとし、その場合の被保険者の人身損害の算定基準を人傷損害額基準ではなく判決された損害賠償額を基準（裁判基準）とする、いわゆる裁判基準差額説の立場を採ることを明らかにした⁷⁾。裁判基準差

損説に基づき、裁判基準によって被保険者の総損害額が、人傷損害額基準額よりも上回る場合、被保険者自己過失部分が増え、加害者への損害賠償請求部分(求償部分)がその分縮減することになる。そのため、人傷社が自賠責保険金部分の回収した一部について不当利得が生じることになるが、この見解によれば、不当利得を容認した上で、裁判基準に基づき区分された損害賠償部分について控除が認められるとする。この見解を「不当利得容認説」と呼び、多くの下級審裁判例及び学説の多数説である⁸⁾。本判決もこの不当利得容認説の立場をとったものである。

不当利得容認説の理由付けとしては、人傷社が自賠責保険金を受領したとしても、人傷社の単なる不当利得に過ぎず被保険者には何らの利得もなく、被保険者が自賠責保険金を受領した場合と同視できないこと⁹⁾、仮に、損益相殺の対象となるとすると、被保険者は人傷社に対し損益相殺された金額を請求しなければならないことになるが、被保険者の事情ではなく人傷社が自賠責保険から回収したか否かという事情によって被保険者が不利益を受けるのは相当でないこと¹⁰⁾、人傷社が自賠責保険金を回収したとし

7) 榎本光宏「判解」曹時66巻6号256頁(2014)。

8) 東京地判平成21年12月22日交通民集42巻6号1669頁、東京地判平成26年2月25日交通民集47巻1号276頁、大阪地判平成27年4月16日交通民集48巻2号504頁、前橋地判平成28年11月11日(平成28年(レ)26号、平成28年(レ)28号、損害賠償(交通)本訴請求、損害賠償反訴請求控訴事件)D1-Law判例ID28261074、名古屋地判平成28年12月21日(平成27(ワ)5705号、損害賠償請求事件)ウエストロー・ジャパン文献番号2016WLJP-CA12218002、山口地判平成30年2月28日交通民集51巻1号247頁、東京地判平成30年4月17日交通民集51巻2号495頁、さいたま地判平成30年6月29日(平成30年(レ)21号、損害賠償請求控訴事件)D1-Law判例ID28264955、横浜地判平成30年12月26日交通民集51巻6号1575頁、森・前掲(注5)101頁、三木素子「人身傷害補償保険の諸問題」森富義明=村主隆行編著『交通関係訴訟の実務』(商事法務、2016)421頁、山野嘉朗「第3節人身傷害保険」藤村和夫他『実務交通事故訴訟大系第2巻責任と保険』(ぎょうせい、2017)480頁、常磐・前掲(注1)449頁、佐野・前掲(注1)21頁等。

9) 前掲・東京地判平成21年12月22日、前掲・東京地判平成26年2月25日、前掲・大阪地判平成27年4月16日、前掲・名古屋地判平成28年12月21日、前掲・山口地判平成30年2月28日、前掲・東京地判平成30年4月28日。

でも、それは保険会社と自賠責保険との問題であるというべきであること¹¹⁾、人傷社と被保険者とで交わされ協定書の文言によって被保険者は人傷社に委任を行ったとはいえないこと¹²⁾、被保険者に追加払の手続をもって精算させることは、人傷保険が求める迅速な支払処理に反し、被保険者の利益を害すること¹³⁾、等が挙げられている。

不当利得容認説によれば、加害者又は加害者が加入している自賠社・対人社は裁判基準に基づき加害者への損害賠償部分を含めて被害者（人傷保険の被保険者）に対して賠償金を支払った後に、加害者等は人傷社に対して不当利得返還請求権に基づき回収された自賠責保険金の一部の返還を求めることになる。不当利得容認説によれば、自賠社・対人社と人傷社間で清算をする処理でよいと考えている¹⁴⁾。

これに対して、人傷社は後述する人傷一括払に関する説明を人傷保険の被保険者に行い、被保険者の同意の上で、人傷社は自賠責保険金部分の立替払を行い、人傷社は当該被保険者の委任に基づき自賠法 16 条 1 項請求の代理行使により人傷社から自賠責保険金部分の回収を行っており、自賠責保険金部分は全額控除されるべきと解する見解がある¹⁵⁾。この見解を「全部控除説」という。全部控除説によった場合、裁判基準によって被保険者の損害がてん補されない部分が生じることになる。前掲・最 3 小判平成 24 年 5 月 29 日における田原睦夫裁判官の補足意見を受け、現行の約款では、裁判基準が人傷損害額基準よりも被保険者総損害額を上回る場合について、

10) 前掲・東京地判平成 21 年 12 月 22 日、前掲・東京地判平成 30 年 4 月 28 日。

11) 前掲・さいたま地判平成 30 年 6 月 29 日、前掲・横浜地判平成 30 年 12 月 26 日。

12) 佐野・前掲(注 1) 21 頁、肥塚・前掲(注 1) 45 頁等。

13) 清水・前掲(注 1) 26 頁。

14) 佐野・前掲(注 1) 22 頁。

15) 大阪地判平成 23 年 4 月 25 日交通民集 44 卷 2 号 556 頁、本件の第 1 審である前掲・福岡地判令和元年 8 月 7 日、本件の原審である前掲・福岡高判令和 2 年 3 月 19 日、古笛・前掲(注 1) ①(下) 4 面、木村・前掲(注 1) 120 頁、山下典・前掲(注 1) ① 150 頁、古笛・前掲(注 1) ② 65 頁。

判決または裁判上の和解がなされた場合には、裁判基準に基づき被保険者の総損害額に基づき代位の範囲を決める旨の条項（以下「読替条項」という。）が設けられており、全部控除説は、この読替条項に基づき、人傷社は保険金額の範囲内で人傷保険金の追加払が認められ、これによって被保険者の利益は保護されることになる¹⁶⁾。

3 人傷一括払手続

本判決を検討する前に、人傷一括払の実務上の手続について説明を行う¹⁷⁾。この説明をする理由は、人傷社が人傷一括払後に、人傷社が直ちに自賠責保険部分を自賠社に対して回収することが容認されている点を説明する上でも重要と考えるからである。火災保険、利益保険、車両保険などの他の保険分野においては、保険法 25 条及び 26 条との関係で、支払を受けた保険金をもってしてもなお未てん補部分の損害があり、被保険者が加害者に対して損害賠償請求権を有するときには、被保険者が先に有責加害者に損害賠償請求するか、あるいは損害賠償請求しないことの確約をとった上で、保険者は支払った保険金の範囲内で代位取得した有責加害者に対して有する損害賠償債権について求償を行う。ところが、人傷一括払については違う取り扱いになっているためである。

交通事故が発生した被保険者から保険事故発生の通知義務（保険法 14 条）の履行を受けた人傷社は、被保険者に対して保険金請求書類等を送付することになる。この際に、被保険者に送付される書類として、保険金請求手続に関する書面が含まれている。『『自賠責保険』と『自動車（任意）保険会社の一括払』について』と題する書面（書類）を被保険者に提出し、人傷保険金と共に、加害者が加入する自賠社に対して自賠法 16 条 1 項に基づく請求をする代わりに、人傷社が自賠責保険金も含めて一括払できる制度、

16) 古笛・前掲(注1)①(下)4面、木村・前掲(注1)120頁、山下典・前掲(注1)①150頁、古笛・前掲(注1)②64頁。

17) 古笛・前掲(注1)①(上)4面・5面、古笛・前掲(注1)②62-63頁において人傷保険金支払の実務の概要について説明がなされている。本稿の内容と相違はないものである。

すなわち、人傷一括払について、説明を行う。その際に、人傷一括払の概要を書面で説明し、かつ被保険者は人傷一括払制度を利用せずに、被保険者が自ら自賠社に対して自賠法 16 条 1 項請求を行うこともできる旨の説明を行わなければならないことになっている¹⁸⁾。その書面では、加害者の自賠責保険が適用される場合には、「一括払」制度により、①人傷保険について自賠責保険部分も含めて支払ができること（人傷保険金に加えて自賠責保険金部分を含めて一括払ができること）、②損害保険料率算出機構を通じて、自賠責保険の損害内容及び金額を決定すること、③①及び②の結果より自賠社から人傷社（当社）が自賠責保険金の部分の回収手続等を行うこと、④一括払制度を利用せずに被保険者において直接自賠責保険への請求をすることができること、の説明がなされている。

人傷社は人傷損害額基準に基づき人傷保険金の算定を行う段階で、損害保険料率算出機構を通じて、自賠責保険の損害内容及び金額の決定を受けていることから、約款規定に従い、自賠責保険金の部分を控除して人傷保険金の支払がなされることになっている。すなわち、本件人傷保険に適用される普通保険約款では、人傷保険の被保険者の損害の額の算定に関しては、人傷損害額基準に基づくとしながらも、その算定額が自賠責保険等によって支払われる金額よりも低い場合には、自賠責保険等によって支払われる金額とするとされていることから、人傷社は人傷保険の被保険者の損害の算定の段階で、自賠責保険で支払うべき金額の額を把握していることとなる。この説明を前提に、被保険者が人傷一括払を選択した場合、本件協定書に被保険者が必要事項を記載する手続となる。

18) 自賠法 16 の 4 第 1 項、「自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払の適正化のための措置に関する命令（平成 13 年内閣府・国土交通省令第 2 号）第 2 条」、「国土交通省自動車交通局保障課長から社団法人日本損害保険協会会長・外国損害保険協会会長・全国自動車共済協同組合連合会会長・全国労働者共済生活協同組合再共済連合会理事長・全国トラック交通共済協同組合連合会会長・全国共済農業協同組合連合会代表理事会長・自動車保険料率算定会理事長あて通知」（国自保第 2358 号、平成 14 年 3 月 11 日）3 情報提供 2) 一括払の場合参照。

このような自賠法等で自賠責保険金の支払の際に保険者に対して課せられる被保険者に対する一括払の説明義務の履行が適切になされたかを確認する手続として、「一括払チェックシート」を用いて、被保険者に人傷一括払の内容説明、人傷一括払をせずに被保険者自らが自賠法16条1項請求も行える旨の説明を受けたことの確認をした上で、被保険者が人傷一括払を選択し、人傷社が自賠責保険金の立替払をするために人傷社が事故対応することを自賠社に連絡する旨を説明している。この説明は、個人情報保護との関係で、被保険者からの同意を得た上で、自賠責保険金の支払手続を進めるために、自賠社に加害車両の自賠責保険が有効であるか確認すべく現存確認を行うために事故情報を提供するために必要な手続となる。人傷社が自賠社に代わり自賠責の事前認定のための書類等を取り寄せる場合もあるため、被保険者の同意をとっておく必要があるためである。

被保険者が自ら自賠法16条1項請求(被害者請求)を行う場合には、被保険者が自ら申請に必要な書類等を揃えて申請を行わなければならない、人傷一括払をすることによって被保険者は支払手続及び迅速な保険金の支払というメリットを享受できることになる。

上記の一連の手続を終え、最終段階において、人傷社と人傷保険の被保険者との間で協定書に基づく合意が行われ、人傷保険に適用される約款における人傷損害額基準に基づき人傷保険金の支払と共に自賠責保険金が、一括して支払われることになる。その後、人傷社は立替払した自賠責保険金部分を自賠社に対して回収を行うことになる。自賠社は人傷社からの支払請求に応じて自賠責保険金の支払をした後、その旨を自賠責保険契約の被保険者(加害者)に通知しなければならない(自賠法16条の4第2項、自動車損害賠償保障法施行令4条2項)。

このような一連の手続を前提とする場合、保険法25条・26条の適用対象となるのは、人傷社が人傷保険の被保険者に対して支払った人傷保険金に該当する部分のみとなる。自賠責保険金部分は、自賠社に代わり立替払をした部分に過ぎなく、それを人傷社が自賠社に対して回収することは保

民法 25 条・26 条とは別次元の話という理解と考えられる。

本判決の第 1 審判決はこのような理解をしているものと考えられる。他方、原審判決に関しては、第 1 審判決を前提としてはいるが、どこまで人傷一括払の前提となる手続を踏まえて判示を行っていたかは不明な点において相違が見られることになる。

4 本判決の検討

(1) 本判決の理論構成

本判決は、①人傷社と保険金請求権者(被保険者)との間で人傷一括払合意をした場合でも、本件のように人傷社が人傷保険金として給付義務を負うとされている金額と同額を支払ったにすぎないときには、保険金請求権者としては人身傷害保険金のみが支払われたものと理解するのが通常であり、そこに自賠責保険による損害賠償額の支払分が含まれているとみるのは不自然、不合理であること、②裁判基準による被保険者総損害額が人傷損害額基準を上回る場合、人傷一括払合意により人傷社が支払う金員の中に自賠責保険による損害賠償額の支払分が含まれるとして、当該支払分の全額について人傷社が自賠責保険から損害賠償額の支払を受けることができるものと解すると、人傷社が別途、人傷保険金を追加払しない限り、人傷社が最終的に負担する額が減少し、被害者の損害の填補に不足が生ずることとなり得るが、このような事態が生ずる解釈は、本件約款が適用される自動車保険契約の当事者の合理的意思に合致しないものというべきであること、③人傷保険金の受領に関する上記各書面の説明内容と本件代位条項を含む本件約款の内容とを併せ考慮すると、上記各書面の説明内容は、人傷社が本件代位条項に基づき保険代位することができることについて確認あるいは承認する趣旨のものと解するのが相当であり、X が人傷社に対して自賠責保険による損害賠償額の支払の受領権限を委任する趣旨を含むものと解することはできない、ことを理由に、人傷一括払合意があったとしても、X が人傷社に対して自賠責保険による損害賠償額の支払の受領権限を委任したものと解すべき事情も存しない、として、X の Y に対する損

害賠償請求権の額から、人傷社が本件支払金の支払により保険代位することができる範囲を超えて本件自賠金に相当する額を控除することはできないというべきである、とし、不当利得容認説の立場を採った。

保険契約当事者の合理的意思表示を根拠とするものであるが、契約当事者である人傷社が訴訟参加しておらず、保険金請求権者の一方的主張を前提として、判示のような断言をしてもよいものかという疑問がないわけではない¹⁹⁾。

(2) 本判決の理由付けの検討

本判決は、人傷社が人傷保険金額の範囲内で人傷一括払を行った場合、保険金請求権者は人傷保険金のみの支払を受けたものと理解するのが通常であり、人傷保険金に自賠責保険金部分も含まれていると考えるのが不自然、不合理と評価する。この点は不当利得容認説において人傷社が支払う保険金はすべからず人傷保険金と捉えている点で、従前の考え方によっていると思われる。本件における事実認定において、先述の人傷保険金の支払手続において、人傷社が被保険者に対して自賠責保険金部分は立替払に過ぎない点の説明をどの程度まで行っているかは不明である。そのため、人傷社が「3 人傷一括払手続」で説明した手続に基づき自賠責保険金部分は立替払に過ぎず、人傷一括払後に立替払をした自賠責保険金部分を自賠社に回収する旨を適切に説明していた場合でも、同様な理由付けが成り立つのかははっきりしない²⁰⁾。また、本判決は、「本件のように人傷社が人傷保険金として給付義務を負うとされている金額と同額を支払ったにすぎないときには」と限定的な言い回しをしていることから、人傷保険金額を超えた人傷保険金の支払がなされる、狭義の人傷一括払については、本判決の射程は及ばないものとも考えられる²¹⁾。狭義の人傷一括払の場合には不当利得容認説の考え方は当てはまらない点は既に学説等においても示さ

19) 丸山・前掲(注6)4面参照。

20) 丸山・前掲(注6)5面参照。

21) 丸山・前掲(注6)5面参照。

れているところであるが²²⁾、本判決はこの見解によっているとも言えそうである。もっとも明確に言及していないことから、断定することはできない。

次に本判決は、裁判基準における被保険者総損害額が人傷損害額基準を上回った場合、裁判基準差額説によれば、人傷社が追加払をしない限りは、人傷保険の被保険者がてん補されない損害が発生し被保険者の利益を害することを理由とする。この点も従前の不当利得容認説の立場に沿ったものである。原審では人傷社が追加払をしない通知を被保険者に行っていることと、追加払ができるか否かは争点とされていなかったため、最高裁では追加払の可否については、明確な判断をしていない。そのため、人傷社が約款の読替条項に基づき、追加払を認めていることを前提とした場合にまで本判決の射程が及ぶかが問題とならざるを得なくなる²³⁾。

また、本判決は、本件保険金請求書及び協定書の文言において、「対人賠償保険金の請求において自賠責保険金相当額との一括払により保険金を受領した場合には、自賠法に基づく保険金の請求及び受領に関する一切の権限を訴外保険会社に委任するものとされているのに対し、人身傷害保険金を受領した場合には、その額を限度として上告人が有していた賠償義務者に対する損害賠償請求権及び自賠法に基づく損害賠償額の支払請求権が訴外保険会社に移転することを確認するものとされており」、このような書面内容と本件代位条項を含む本件約款の内容とを併せ考慮すると、上記各書面の説明内容は、人傷社が本件代位条項に基づき保険代位することができることについて確認あるいは承認する趣旨のものとして解するのが相当であり、Xが人傷社に対して自賠責保険による損害賠償額の支払の受領権限を委任する趣旨を含むものとして解することはできない、と解する。この点は、学説においても原審判決に対する批判として示されているところである²⁴⁾。

22) 植草桂子「人傷一括払と自賠責保険金の回収をめぐる問題点」損保研究 79 巻 4 号 137 頁 (2018)、高野・前掲 (注 3) 215-216 頁、佐野・前掲 (注 1) 10 頁。

23) 丸山・前掲 (注 6) 5 面参照。

しかし、上記の協定書は、多くのケースで、被保険者が加害者に対して損害賠償請求訴訟を提起しないことを前提に、決められたフォーマットに基づき条項が定められている。その際に、約款所定の人傷損害額基準に基づき人傷保険金と共に、「3人傷一括払手続」で説明した内容を前提として自賠責保険金を含めて一括払をした上で、保険金が支払済となる旨を条項で説明していると考えられる。そして、別途、被保険者が加害者に対して損害賠償請求訴訟を提起した場合には、上記協定書における前提を欠くことになる。この場合には、協定書の文言よりも約款の読替条項が優先して、人傷社は保険金額の範囲内で人傷保険金の追加払を行うことで、被保険者の利益は保護されることになるはずである。しかし、本件において、先述の通り、読替条項に基づき追加払できるかという点は事実認定の問題として捉え法的判断は避けているように思える。

本件における人傷社とは異なる保険者における「自動車保険金請求権兼一括払用委任状・同意書」は、保険金請求書として、保険金請求意思の確認等の意味を有するほか、一括払用委任状としての意味をも有し、「対人賠償金及び人傷保険金において、自賠責保険金(共済金)相当額を含み、保険金を受領した場合は、自動車損害賠償保障法に基づく保険金の請求及び受領に関する一切の権限を貴社に委任します。」との文言が記載されており、これは、人傷保険金等を受領した場合には自賠法16条に基づく請求等を人傷社に委任するという趣旨であるとされているところもある。もっとも当該保険者における協定書においても、本件交通事故における私の加害者に対する損害賠償請求権は、受領した保険金の額を限度して人傷社に移転することを確認する旨の文言の記載が置かれており、この文言は加害者に対する損害賠償請求権の保険代位についての注意的・確認的規定にすぎず、被害者請求権についての規定を定めたものではない、とされている。

本件における人傷社の保険金計算書においては、被保険者の損害項目に

24) 佐野・前掲(注1)20-21頁参照。

分けて、自賠責基準よりも人傷損害額基準が上回ることを示した上で、具体的な金額を示しているが、具体的に自賠責保険金部分と人傷保険金部分とを分けて金額を示してはいない。他方、別の保険者においては保険金計算書において、自賠責保険金部分と人傷保険金部分を具体的に分けて金額を示しているところもあるようである²⁵⁾。

本判決は協定書を交わす前段階での人傷社がどの程度まで被保険者に人傷一括払の説明をしているかは不明確である。そのため、本件で問題となっている保険金請求書及び協定書の文言のみを根拠として解釈すると、Xから人傷社に自賠法16条1項請求の代理行使の委任権限の付与があったという認定は難しいという評価にならざるを得ないとも考えられる。

他方、本件とは異なり、人傷社が「3 人傷一括払手続」で説明した手続に基づき自賠責保険金部分は立替払に過ぎず、人傷一括払後に立替払をした自賠責保険金部分を自賠社に回収する旨を適切に説明して、保険金請求書においてもその旨の説明を行い、かつ保険金計算書においても自賠責保険金部分と人傷保険金部分を区別して金額を示し、協定書においても自賠責保険金部分は立替払であり、協定書を交わし保険金支払後に、人傷保険の被保険者が損害賠償請求訴訟を提起した場合、その訴訟における損害賠償額から上記の自賠責保険金部分が控除される旨を記載等していた場合には、本判決の射程は及ばないと考えるかが問題とならざるを得なくなる²⁶⁾。

本判決は、先述の3つの理由から、人傷一括払合意があったとしても、Xが人傷社に対して自賠責保険による損害賠償額の支払の受領権限を委任したものと解すべき事情も存しないとして、XのYに対する損害賠償請求権の額から、人傷社が本件支払金の支払により保険代位することができる範囲を超えて本件自賠金に相当する額を控除することはできないというべきであるとし、不当利得容認説の立場をとった。しかし、人傷保険の被保

25) 古笛・前掲(注1)②63頁。

26) 丸山・前掲(注6)5面参照。

險者が人傷社に対し自賠償保険による損害賠償額の支払の受領権限を委任したものと解することができないのであれば、保険法 25 条・26 条との関係では、人傷社が自賠償保険による損害賠償額部分を先に回収することが容認されるのか、その理由が判然としないことになる²⁷⁾。委任がないのであれば、保険法 25 条・26 条に従って処理されるべきであり、被保険者が損害賠償請求訴訟を提起した上で、その請求を基に賠償額が確定し、加害者又は自賠社・対人社が人傷保険の被保険者に賠償額を支払った後に、人傷社が加害者に対し求償権を行使すべきことになるのではないか。

また本判決での保険金請求権者の合理的意思表示によれば、人傷社が自賠社に代わり自賠償保険金の支払手続を進めるために、自賠社に加害車両の自賠償保険が有効であるか確認すべく現存確認を行うために事故情報を提供するために必要な手続を採る前提として被保険者に承認をとることになっているが、そもそもこの内容そのものも被保険者は理解できていないことになるのではないか。人傷社が人傷保険金額の範囲内で支払っている限りは通常の人傷保険金の支払と評価するのであれば、被保険者に対して保険金請求のために必要な一連の請求書類の提出を求める必要があり、人傷社は自賠社に代わり自賠償保険金の事前認定手続を行えないのではないかという疑問も生じ得る。

さらに、人傷保険の被保険者が人傷一括払を選択せずに、自ら自賠社に対して自賠法 16 条 1 項請求をした場合と、本件のように、被保険者が人傷一括払を選択したことにより、被保険者が最終的に得る賠償額等において相違が生じること自体に妥当性があるかという疑問も生じ得る。

次に、本判決は人傷保険の被保険者の利益のみを考慮し、加害者の利益には全く言及していない。自動車同士の交通事故は、本件の場合もそうであるが双方に過失があるのみならず、過失割合の大きい方が、低い方に対して損害賠償請求訴訟を提起することもあり得る。

27) 古笛・前掲(注1)②58頁。

本判決は、本件約款が適用される自動車保険契約の当事者の合理的意思を根拠としているが、それはあくまでも人傷社と人傷保険の保険契約者・被保険者間の問題に過ぎない。この間の取り扱いによって、第三者である加害者が遅延損害金や1割の弁護士負担に相当する損害賠償額について不利な取り扱いを甘受させられることになる²⁸⁾。自賠責保険は先履行主義であることから、加害者は自賠責保険金部分の全額が控除されない場合には、控除前の賠償額を含めて賠償金の支払を強制されることになり、特に自賠責保険にしか加入していない場合に、加害者は金融機関等からの借入によって現実の支払に対応せざるを得なければならない²⁹⁾。また任意自動車保険に加入している場合でも、本来ならば自賠責保険のみで対応できたところを、任意自動車保険の対人賠償条項による保険金支払を余儀なくされた場合には、支払保険金によって保険料が変わるフリート契約における保険料の増加など、翌年以降の任意自動車保険契約の保険料負担において加害者は不利益を受けることになる³⁰⁾。被害者と加害者との衡平な損害賠償の分担という損害賠償制度の理念との関係で問題がある³¹⁾。

(3) 読替条項に基づく追加払の可否

本判決は、読替条項に基づき人傷保険金額の範囲内で人傷社は人傷保険金の追加払ができるかに関して法的判断を行っていない。そのため、原審における事実認定に基づき、人傷社が被保険者に追加払をしない旨の通知を行っているという前提での法的判断を行っているとも考えられる。先述の通り追加払ができると認定された場合は、本判決の射程が及ばないという解釈も可能であることから、この点、検討を行う。

本件人傷保険契約に適用される普通保険約款第2章では以下の規定が設けられていた。

28) 山下典・前掲(注1)②1頁。

29) 古笛・前掲(注1)②59頁。

30) 山下典・前掲(注1)②1頁、古笛・前掲(注1)②59頁。

31) 山下典・前掲(注1)②1頁。

第4条(支払保険金)

(1) 1回の人身傷害事故につき当社の支払う人身傷害保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、被保険者1名につき、それぞれ人身傷害保険金額を限度とします。

$$\boxed{\text{人身傷害保険金の額}} = \boxed{\text{第5条(損害の額の決定)(1)の規定により決定される損害の額}} + \boxed{\text{第6条(費用)の費用}}$$

(2) 次のいずれかに該当するものがある場合において、その合計額が保険金請求権者の自己負担額(注1)を超過するときは、当社は、(1)に定める人身傷害保険金の額からその超過額を差し引いて人身傷害保険金を支払います。なお賠償義務者があり、かつ、判決または裁判上の和解(注2)において、賠償義務者が負担すべき損害賠償額が〈別紙〉に定める基準と異なる基準により算出された場合であって、その基準が社会通念上妥当であると認められるときは、自己負担額(注1)の算定にあたっては、その基準により算出された額(注3)を第5条(損害の額の決定)(1)の規定により決定される損害の額とみなします。

- ① 自賠責保険等または自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく自動車損害賠償保障事業によって既に給付が決定しまたは支払われた金額
- ② 対人賠償保険等によって賠償義務者が第1条(保険金を支払う場合)の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して既に給付が決定しまたは支払われた保険金もしくは共済金の額
- ③ 保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額
- ④ 労働者災害補償制度(注4)によって既に給付が決定しまたは支払われた額(注5)
- ⑤ 第5条(1)の規定により決定される損害の額および第6条(費用)の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがあつた場合は、その取得した額
- ⑥ ①から⑤までのほか、第1条の損害を補償するために支払われる保

険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがあ
る場合は、その取得した給付の額またはその評価額(注6)

(3) 一略一

(注1) 自己負担額

第5条(損害の額の決定)(1)の規定により決定される損害の額および第
6条(費用)の費用の合計額から(1)に定める人身傷害保険金の額を差し
引いた額をいいます。

本件普通保険約款第2章第4条第2項と同様な意味での約款条項として、
別の表現を用いている他社の人身傷害条項も念のために以下で示す。なお、
以下の約款条項は上記約款条項が一読するだけでは理解が難しいことから、
より分かり易くするために約款条項を改めたものであり、取扱に差異が生
じるものではない。読替条項を定める内容は、ほぼこの2種類の条項に区
分されるようである。

第6条(損害額の決定)

(1) 一略一

(2) 一略一

(3) (1)および(2)の規定にかかわらず、賠償義務者があり、かつ、賠
償義務者が負担すべき法律上の損害賠償責任の額を決定するにあたって、
判決または裁判上の和解において(1)および(2)の規定により決定され
る損害額を超える損害額(注3)が認められた場合に限り、賠償義務者が
負担すべき法律上の損害賠償責任の額を決定するにあたって認められた
損害額(注3)をこの人身傷害条項における損害額とみなします。た
だし、その損害額(注3)が社会通念上妥当であると認められる場合に限り
ます。

第8条(支払保険金の計算)

(1) 一略一

(2) 一略一

(3) (1) および (2) の規定にかかわらず、第6条(損害額の決定)(3)の規定を適用する場合は、1回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、被保険者1名につき、次のいずれか低い金額を限度とします。

① (2) に定める限度額

② 第6条(1) および (2) の規定により決定される損害額

本件普通保険約款第2章第4条第2項で示されている「自己負担額」は人傷保険金額を超えた損害額が生じている事案に限定して生じることとなる。本件では人傷保険金額を超えた損害額が生じていない事案であることから、自己負担額は0ということになる。

本件約款が理解するために、以下、設例を用いて説明を行う。

【事案の概要】

被害者Vは人傷社と保険金額5000万円の人傷保険契約を締結していた。

交通事故に遭い、人傷損害額基準で積算した被害者Vの総損害額が5000万円となる場合で、Vは、Aに対し、損害賠償請求訴訟を提起し、裁判所は、総損害額6000万円、Vの過失割合を5割と認定した。VはAが加入している自賠社から自賠責保険金3000万円の支払いを受け、その後、人傷社に対して人傷保険金の請求を行った。

本件普通保険約款第2章第4条第2項前段部分に従えば、第4条2項①から⑥の合計額3000万円が自己負担額0(人傷損害額基準で積算した損害額5000万円－人傷保険金額5000万円)を超過するため、その超過額3000万円を差し引いて人傷保険金2000万円(人傷損害額基準積算額5000万円－自賠責保険金既払額3000万円)が支払われることになる。

第4条2項①から⑥の合計額 3000万円	人傷保険金 2000万円
人傷損害額基準で積算した損害額 5000万円	
損害賠償額 2500万円程度	

同条第2項なお書きによって判決内容が社会的妥当性であることを前提に、第4条2項①から⑥の合計額3000万円が自己負担額1000万円(裁判基準で積算した損害額6000万円－人傷保険金額5000万円)を超過するため、その超過額3000万円を差し引いて人傷保険金3000万円(裁判基準6000万円－自賠責保険金既払額3000万円)が支払われることになる。保険金額の範囲内であることから、Vの自己過失部分は生じていないことになる。

第4条2項①から⑥の 合計額 3000万円	人傷保険金 2000万円	人傷追加払 1000万円
裁判基準で積算した損害額 6000万円		
損害賠償額 3000万円		

【事案の概要】

被害者Vは人傷社と保険金額5000万円の人傷保険契約を締結していた。

人傷損害額基準で積算した被害者Vの総損害額が5000万円となる場合で、Vの人傷社が、人傷一括払金5000万円(人傷保険金2000万円と自賠責保険金3000万円)を支払い、その後、加害者Aの自賠責保険から自賠責保険金3000万円を回収した。さらに、Vは、Aに対し、損害賠償請求訴訟を提起し、裁判所は、総損害額6000万円、Vの過失割合を5割と認定した。

この場合も(注1)自己負担額は上記事案と同様となる。

そして、人傷社は本件普通保険約款第2章第4条第2項なお書きに従い、裁判基準である6000万円を基にVに支払う人傷保険金の額を算定し直し、1000万円の人傷保険金の追加払をVに行わなければならないことになる。すなわち、本件普通保険約款第2章第4条第2項なお書きによって、人傷損害額基準での被保険者の総損害額よりも裁判基準での被保険者の総損害額が上回る場合には、裁判基準に読み替えた上で、被保険者が被った損害の額を算定した上で、人傷保険の保険金の算定がなされることになる。そして、人傷社は保険金額の範囲内で、人傷保険でてん補される必要となる未てん補部分の人傷保険金の追加払を被保険者に行わなければならないことになる。

本件普通保険約款第2章第4条第2項なお書部分は、被保険者が人傷社に先に人傷保険金を請求後に加害者に損害賠償請求する場合(以下「人傷先行払の場合」という。)と、被保険者が先に加害者に損害賠償請求をし、加害者から賠償金の支払いを受けた後、人傷社に対して被保険者が人傷保険金を請求した場合(以下「賠償請求先行の場合」という。)とで、被保険者がてん補されるべき総損害において相違が生じることか回避するために設けられた条項である³²⁾。他社の人身傷害条項第6条3項も同様な意味を示すものである。

すなわち2つの場合のいずれの場合でも裁判基準差額説に基づき被保険者の損害がてん補されることを目的としたものである。この約款条項の趣旨から考えても、本件協定書の条項よりも、読替条項が優先することになるのではないか。

近時は、人傷保険金額を高く設定することで、無保険車傷害条項を設けない保険者もある。

以下この場合も設例を用いて追加払が肯定されなければならない点を説

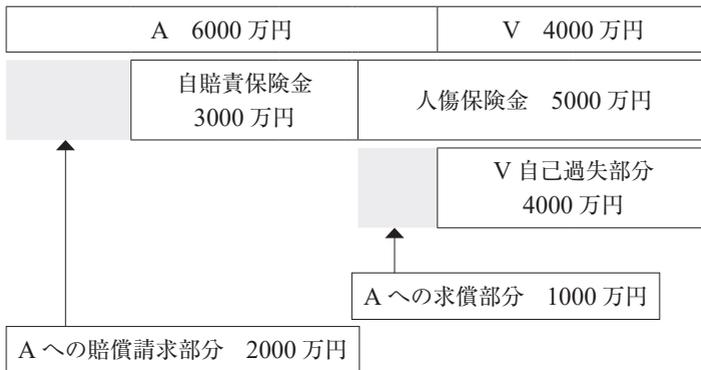
32) 「自動車保険の解説」編集委員会『自動車保険の解説2017』(保険毎日新聞、2017)388頁参照。

明する。

【事案の概要】

人傷損害額基準で積算した被害者 V の総損害額が 8000 万円となる場合で、V の人傷社が、人傷保険金 8000 万円を支払い、その後、加害者 A の自賠責保険から自賠責保険金 3000 万円を回収した。さらに、V は、A に対し、損害賠償請求訴訟を提起し、裁判所は、総損害額 1 億円、V の過失割合を 4 割と認定した。なお、この場合の人傷保険の保険金額は 1 億円とする。

〔全部控除説〕（裁判基準 1 億円）

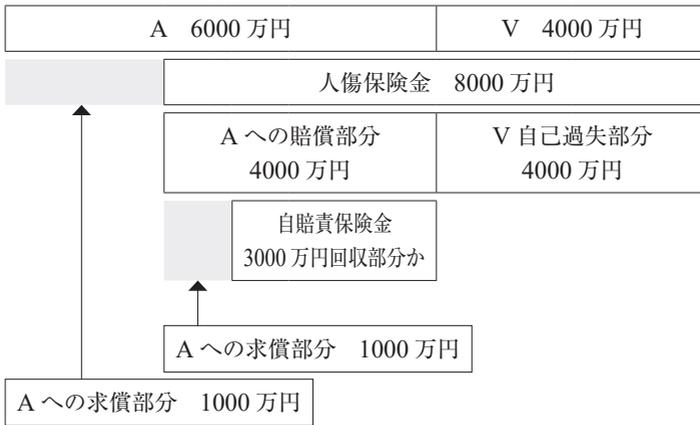


全部控除説によれば、人傷社が V に支払った保険金 8000 万円は人傷保険金 5000 万円、自賠責保険金 3000 万円と捉え、人傷社が自賠社に代わり V に自賠責保険金 3000 万円の立替払を行っていることになる。その後、人傷社は自賠社に立替えた自賠責保険金 3000 万円について、V を代理して自賠法 16 条 1 項に基づき自賠社から 3000 万円の回収を行ったことになる。

人傷保険金 5000 万円のうち V 自己過失部分は 4000 万円となり、残り 1000 万円に対して人傷社は A に求償を行うことになる。

Vは人傷保険で支払いを受けていない、未てん補の損害額2000万円についてAに請求することとなる。仮にAが任意自動車保険に加入していない場合には、人傷保険に適用される本件普通保険約款第2章第4条2項の読替条項に基づき、Vは人傷社に対して人傷保険金2000万円の追加払を請求することもできることになる。いずれかの方法によりAの被った総損害額1億円のてん補がなされることになる。

〔不当利得容認説〕（裁判基準1億円）



不当利得容認説によれば、人傷社がVに支払った保険金はすべからず人傷保険金となると考えられる。そうすると人傷保険金8000万円のうち、V自己過失部分が4000万円、A損害賠償部分が4000万円となる。

人傷社が自賠責社に対して3000万円を回収していたとしても、人傷社には不当利得は生じていないことになる。

Vは人傷保険で支払いを受けていない、未てん補の損害額2000万円についてAに請求することとなる。仮にAが任意自動車保険に加入していない場合には、人傷保険に適用される本件約款第2章第4条第2項の読替条項に基づき、Vは人傷社に対して人傷保険金2000万円の追加払を請求することもできることになる。いずれかの方法によりVの被った総損害額1

億円のでん補がなされることとなる。

全部控除説、不当利得容認説、いずれの立場を採ったとしても加害者である A が任意自動車保険に加入していない、いわゆる無保険車での事故の場合、上記の読替条項に基づき人傷社は追加払をしなければならないことになる。

(4) 本判決の射程

本判決の射程がどこまで及ぶかに関しては、判決の表現が微妙なところもあり、判断が難しいところである。少なくとも、狭義の人傷一括払の事案には本判決の射程は及ばないと考えるべきであろう³³⁾。

既に述べた通り、「3 人傷一括払手続」で説明した手続に基づき、人傷社が適切に人傷保険の被保険者に人傷一括払の内容を説明し、保険金請求書、保険金計算書及び協定書においても人傷保険金には自賠責保険金部分の立替払が含まれている旨の説明の記載を行い、具体的に立替払となる自賠責保険金部分の金額を示し、その金額に関しては、被保険者が加害者に対して損害賠償請求訴訟を提起したときには、賠償額から控除される旨の説明の記載があるときには、本判決の射程は及ばないと考えるべきであろう。人傷一括払を継続するためには、人傷社において被保険者に対して適切な説明を行う態勢整備が求められることになる。

5 結論

最高裁は法律判断をする場所であり(民事訴訟法 312 条参照)、事実認定をする場所ではないという形式論を貫けば、争点となる協定書の文言の解釈に関する点をどう捉えるかという解釈問題となる。そうなると、協定書の文言そのものは保険代位に関する内容を示す文言であり、委任に関する文言ではない。協定書を交わす前提となる人傷保険金支払実務に関しても事実問題であり、協定書合意に至る過程における保険契約当事者である人

33) もっとも、狭義の人傷一括払とそれ以外に人傷一括払で異なる取り扱いをすることの妥当性及び合理性はないと考える(山下典・前掲(注1)①152頁、古笛・前掲(注1)②64頁)。

傷社が訴訟参加していない以上、証拠に基づき保険金請求権者の合理的意思を解釈せざるを得ないことになるとも考えられる。また全部控除説が主張する読替条項に基づき人傷保険金額の範囲内での追加払を行う点に関しても、本件原審では人傷社において追加払を拒否する通知がなされていたことから、その前提を欠くことになる。

このような前提をもとに考えれば、本判決の結論に至ったことは、ある意味仕方ない部分があるとも考えられる。

人傷一括払における自賠責保険部分の回収に関しては、被害者にとって最善の結果となるような解決にすべきとする指摘がある³⁴⁾。ここでいう被害者には、過失割合が低く、実質的に被害者であるが、人傷保険の被保険者から損害賠償請求訴訟を提起されている加害者は含まれないのであろうか。被保険者が人傷一括払を選択せずに自ら自賠法16条1項請求した場合と、人傷一括払で処理された場合とで、人傷保険金額の範囲内で、人傷社が追加払をすることによって、結果の相違は生じ得ないことになるのではないか³⁵⁾。また被保険者が先に加害者に損害賠償請求訴訟を提起し、損害賠償額を取得した後に、人傷保険金を請求する場合も、先に説明した読替条項によって被保険者がてん補を受ける賠償額に相違が生じないような手当がなされている。そのため被保険者が人傷一括払を選択することが消費者被害的な側面が生じることは原則ないはずである³⁶⁾。消費者被害というのであれば、それは後述する別の問題について論ずるべきものである。

現状の読替条項の解釈から考えれば、人傷社は保険金額の範囲内で追加

34) 山下友信『保険法(下)』(有斐閣、2022)422頁(注62)。

35) なお人傷一括払を選択し、その後、不当利得容認説に従い処理することにより、被保険者は遅延損害金と1割の弁護士費用分の損害賠償額を余分に得ることは可能である。もっとも訴訟代理人に依頼している場合は、経済的利益を基準として弁護士報酬(成功報酬)が算定されることから、その分多くの弁護士報酬を被保険者は支払うことになるので、被保険者の利益となるとも限らない。不当利得容認説は依頼者よりもその訴訟代理人にとっては非常に有り難い考え方であろう。

36) 高野・前掲(注1)352-354頁参照。

払をしなければならぬはずであり、追加払によって被保険者の利益は保護されることになる。

自動車を運転する保険契約者・被保険者は被害者になる場合もあれば、加害者になる場合もある。双方の場合に備えて自賠責保険に加入し、さらに任意自動車保険に加入し、保険料を負担している。それにもかかわらず、自らが加入した自賠責保険の利益を享受できないばかりか、余分な遅延損害金や弁護士費用の負担、さらに任意自動車保険における保険料負担の増加まで加害者が負担を強いられることを考えれば、これは重大な消費者問題であり、適切な改善が必要ではないかと考える。

もっとも、私見に対しては、被保険者に追加払を求めることは人傷保険の迅速な支払に反し加害者保護になるという批判が考えられる。確かに、人傷保険の被保険者自らが16条1項請求を行うためには手続書類を用意するための手間や時間がかかるところを、その手間等を省く意味で人傷社に自賠責保険金の請求を委任し人傷一括払手続を行っている。

しかし、そもそも人傷一括払は人傷社のサービスに過ぎず、人傷社と人傷保険の被保険者との間の事情に過ぎない。本来は被保険者自らが自賠法16条1項請求権を行使すべきところ、それを行った場合よりも、被保険者が過大に保護を受ける代わりに、自らが関与できない事情によって加害者が不利益を被るという不均衡の問題を解消することを考えれば、被保険者が人傷社に追加払の手続を求めることが被害者の利益を害するとまでは評価できない。被保険者は加害者に損害賠償請求訴訟を提起するという手間を掛けているのであるから、それであれば、人傷社に追加払を請求する手間を掛けることが、加害者を保護し、被保険者の利益を害するとまで批判されることになるとも思えない。加えて、既に説明した通り、加害者がいわゆる無保険車であるときには、被保険者は人傷社に対して、保険金額の範囲内で追加払する手続をとる必要もあるのであり、被保険者に追加払手続を求めることがそれ程、被保険者に無理を強いることになるのであろうか。被害者と加害者の衡平な損害の分担を理念とする損害賠償制度に沿っ

た妥当な解決策であると考ええる。

以上の観点から、私見においては、形式的判断に終止することなく、本件においては破棄差戻の上、人傷社に訴訟参加又は調査嘱託をした上で、人傷一括払に至るまでに、どのような内容を被保険者に説明し協定書を交わしたか、読替条項に基づき人傷保険金額の範囲内で人傷保険金の追加払が認められたのか、という実体判断をすべきだったと考える³⁷⁾。

なお、本判決は人傷保険契約の当事者である人傷社が訴訟参加しておらず、人傷保険金の追加払をしないという通知がなされたという、特殊な事実関係に基づき判決が下されおり事例判決と評価すべきであり、その射程は極めて狭いものと考ええる。

【追記】

本稿脱稿後、人傷一括払制度に関して、日本交通法学会令和4年定期総会個別報告の機会を得た。当日の議論を踏まえて一部、この場を借りて補足説明をする。

人傷一括払における自賠償保険金等相当額の支払いを第三者弁済と考えた場合、人傷一括払手続を考えれば、人傷社は正当な権利者と評価でき(民法474条1項2項本文、499条参照)、対抗要件も不要となると考えられる(民法500条括弧書)。あるいは対抗要件が必要となると解した場合でも、人傷一括払手続において人傷社は自賠社に事前に自賠償保険の現存確認を行っており、かつ自賠回収後に自賠法16条の4第2項に基づき加害者に通知を行っている点を考えれば対抗要件の通知は行われていると評価できる。全部控除説によれば、自賠償保険金相当額が全部控除されることになるので、いずれの場合でも債務者(加害者・自賠社)を害することにはならない。第三者弁済と理論構成すれば、人傷社が人傷一括払をしたときに、

37) なお本件においては、被上告人側において弁論開始時に、人傷一括払手続に基づく協定書合意に至る説明や、読替条項に基づき人傷社は人傷保険金額の範囲内で追加払ができる旨の主張は行われている。

人傷一括払合意をした場合において、人傷保険を引き受けた保険会社が自賠責保険から支払を受けた損害賠償相当額を被害者の損害賠償請求権の範囲から控除することができないとされた事例(山下)

加害者が負う損害賠償債務のうち自賠責保険金相当額の弁済がなされたことになる。

他方、人傷社が自賠法 16 条 1 項請求権の行使に関して、人傷保険の被保険者から委任を受けて、その権利行使を前提として先にその権利行使により取得する自賠責保険金相当額を先に支払っていると理論構成する場合には、人傷社が自賠社に自賠法 16 条 1 項の委任による代理行使を行い回収した時点で、弁済の効果が認められることになる。

不当利得容認説に関して第三者弁済と構成し一部弁済を肯定するにしても、債務者の意思に反するという点が問題となると考える。さらに人傷社の不当利得を容認する点は、保険代位と構成した場合と同様に問題となると考える。